

届け出は14日以内に 3/29に休日窓口を開設

引っ越しの際は住所異動の手続きをお忘れなく



転出や転入、転居などの住所の異動届は、国民健康保険や国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。入学、就職、転勤などにより市外へ転出する場合は、転出予定日が決まりましたら、早めに転出届を提出してください。市内での住所異動や市外から本市へ住所を異動する人は、**新住所に住み始めてから14日以内に手続き**を済ませてください。

◆ 手続きに必要なもの

免許証などの本人確認書類/マイナンバーカード（お持ちの人）/印鑑登録証（印鑑登録者で転出の場合）/国民健康保険の資格確認書（該当者）など

◆ 転出届はオンラインでも届け出できます

対象 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引っ越しをする人

※転入時はマイナンバーカードと転出届出時に使用した暗証番号（4桁と6桁以上の2種類）が必要です。詳細は右記QRコードでご確認ください



◆ 休日窓口を開設します

とき 3月29日(日)午前9時～午後1時

ところ 市民課（テラス沼田3階）

取扱業務 住所異動、市民課で発行する各種証明、マイナンバーカード関連業務

※パスポート、国保・年金業務は、取り扱いできません

※戸籍の届け出は預かりのみ

※マイナンバーカードの交付場所が、白沢・利根地区コミュニティセンターで、休日窓口での受け取りを希望する人は、**3月24日(火)まで**に市民課へ連絡してください

◆ 証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの人は、住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から取得できます。窓口の手数料より50円割引になります。問合 市民課市民窓口係 ☎内線3003・3004・3008



対象機器や処分方法を確認しましょう

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみの処理

問合 環境課廃棄物係 ☎内線3073・3074

家電リサイクル法対象機器の処分

「これってどうやって捨てるの」と迷いやすい大型家電。エアコンやテレビなどの4品目は、家電リサイクル法により処分方法が決められています。



◆ 対象4品目

エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機

◆ 処理方法 (リサイクル料金の支払いが必要)

- ・購入した、または買い替える販売店に依頼
- ・家電リサイクル法で定められた指定引取場所に直接持ち込む
- ・自分で運べない場合は、郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた収集運搬業者（家庭ごみ収集カレンダーに記載）へ依頼

◆ 指定引取場所

ウブカタ資源(株)/横塚町85-1 ☎ 22-5555

引っ越しに伴うごみの処理

通常のごみとは異なる処分方法が必要になる場合があるので、適正に処分しましょう。ごみの減量化に向けて、活用できるものは活用しましょう。



◆ 処理方法

処理施設に直接搬入。自分で運べない場合は、市の許可を受けた収集運搬業者（家庭ごみ収集カレンダーに記載）に依頼

◆ 持ち込み場所

燃やせるごみ：可燃性粗大ごみ(木製家具、布団など)は沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場(白岩町226 ☎ 23-1009)へ。金属部分は取り除いてください
燃やせないごみ：不燃性粗大ごみ(金属、硬質プラスチック製品、家電リサイクル法対象4品目を除く家電製品など)は沼田市一般廃棄物最終処分場(上川田町字日影地内 ☎ 23-8599)へ